

富柔整全5第19号

令和6年1月9日

会員各位

(公社)富山県柔道整復師会

会長 吉村 英男

保険部長 木下 隆男

地震災害にともなう被保険者証等の提示等について

急啓 今般の能登半島地震で被災された先生方に心より深くお見舞い申し上げます。

さて、この災害に際し、厚労省保険局医療課より下記の事務連絡がございましたのでお知らせ致します。内容を熟知のうえ対応に遗漏なきようお願いを致します。

『事務連絡 令和6年1月1日 令和6年能登半島地震にかかる災害の

被災者に係る被保険者証等の提示等について』(本文は裏面に)

具体的には、被保険者が被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難し、

保険医療機関等に提示できない場合、次の確認により受診できるものとする

① まずは基本必須事項として 氏名、生年月日、連絡先の電話番号

② 次に保険種別を聞き取りし、

・被用者保険の被保険者にあっては 事業所名

・国民健康保険と後期高齢者医療制度被保険者は 住所

加えて国民健康保険組合被保険者は 組合名

なお、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示できない場合の取扱いは公費負担医療担当部局等より別途事務連絡が発出されることがあります。

また、本件の避難者等の診療報酬の請求は保険医療課事務連絡「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」に準じて取扱うことあります。 以上

(参考)

事務連絡令和6年1月1日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管（局）
後期高齢者医療主管課（部）

} 御中

厚生労働省保険局医療課

令和6年能登半島地震にかかる災害の被災者に係る
被保険者証等の提示等について

令和6年能登半島地震にかかる災害の被災に伴い、被保険者が被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険医療機関等に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、被用者保険の被保険者にあっては事業所名、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者にあっては住所（国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて、組合名）を申し立てることにより、受診できる取扱いとするので、その実施及び関係者に対する周知について、遺漏なきを期されたい。

また、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示できない場合の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、別途事務連絡が発出されるものであること。

なお、当該避難者等に係る診療報酬等の請求については、平成25年1月24日付け保険局医療課事務連絡「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」（別添）に準じて取り扱われたい。